（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における前条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）附則第十四項及び第十六項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで	附則第十四項	千分の八百九十二	千分の八百七十六
		千分の百八	千分の百二十四
	附則第十六項	千分の八百九十二	千分の八百七十六
		千分の九百四十六	千分の九百三十八
		千分の百八	千分の百二十四
		千分の五十四	千分の六十二
平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	附則第十四項	千分の八百九十二	千分の八百八十五
		千分の百八	千分の百十五
	附則第十六項	千分の八百九十二	千分の八百八十五
		千分の九百四十六	千分の九百四十二
		千分の百八	千分の百十五
		千分の五十四	千分の五十八

2　前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間における紙巻たばこ三級品に対する新令附則第十四項の規定の適用については、同項中「千分の八百九十二」とあるのは「千分の八百六十六」と、「千分の百八」とあるのは「千分の百三十四」とする。

（たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十一条　たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

10　改正法附則第五十二条第十四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　届出者の住所、名称及び法人番号

二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による押印により難い特別な事情

三　前号の押印に代わる方法

四　その他参考となるべき事項

11　改正法附則第五十二条第十四項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その異動に係る事項を国税庁長官に書面で届け出なければならない。

第二条の見出し中「に関する経過措置」を「の特例」に改め、同条に次の一項を加える。

2　改正法附則第五十二条第十二項の規定により課するたばこ税及び改正法附則第百五条第九項の規定により課するたばこ特別税に係るたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十七号。以下この項において「改正令」という。）附則第九条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）附則第十四項の規定の適用については、改正令附則第十条第一項の規定にかかわらず、新令附則第十四項中「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、「千分の百八」とあるのは「千分の百」とする。

第三条中「附則第五十二条第十四項」を「附則第五十二条第十五項」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

揮発油税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十八号

揮発油税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十四条第二項、第十四条の二第一項（第一号を除く。）、第二項、第五項（同法第十六条の四第三項において準用する場合を含む。）及び第六項、第十六条の三第二項並びに第十六条の四第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十四条第一項第三号」を「第十四条第一項第四号」に、「同号」を「同項第四号」に改め、「当該各号に掲げる」の下に「区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条第三号中「掲げる」を「定める」に、「もどす」を「戻す」に改める。

第五条の二第一項中「第十四条第一項第四号」を「第十四条第一項第五号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第十四条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合　次に掲げる事項を記載した書類

イ　移入場所の所在地及び名称

ロ　移入した揮発油の数量

ハ　移入の理由又は目的

ニ　移入の年月日

ホ　その他参考となるべき事項

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該揮発油が法第十四条第一項第一号から第四号までに規定する目的又は前項第四号に規定する理由若しくは目的で同条第一項各号に定める場所に移入されたこと並びに当該揮発油に係る前号イ、ロ及びニに掲げる事項を当該揮発油を移入した者が証する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号及び第十条の四第二号において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて、当該揮発油を移入した者により、当該電磁的記録に記録された情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この号及び第十条の四第二号において同じ。）が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るもの